秋田県

## 公文書館活用

第6号 平成9年4月1日



「由利郡之内岩城伊予守領内絵図」 (県C-284)

 $(184 \text{cm} \times 230 \text{cm})$ 

元禄15年(1702)12月6日 「岩城伊予守家内中山武左衛門」より 「佐竹右京大夫内大越靭負殿」宛 ・※表紙解説は7ページ

利用者 

# 県外からの 一利用者と

筑波大学歴史,人類学系助手 佐々木 倫朗



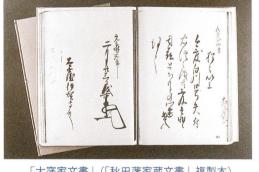
思われる方もおられるかもしれま だいております。今回は遠方から にまで史料を見に来なくとも、 せていただきたいと思います。 館への若干の感想・希望を述べさ の利用者の視点から秋田県公文書 館を時折利用して勉強させていた している者ですが、秋田県公文書 この文章をお読みになる方の中 しかし、私が秋田県公文書 何もわざわざ茨城から秋田 茨城県のつくば市に在住

竹氏とその家臣達の伝えた文書や 館を利用させていただくのは、

でもあります

と家臣団の生の関係を示す史料が 知る上でも非常に価値のある史料 すから、現在に至る秋田の歴史を に直面したのかを示している訳で 勿論、それらの史料は、彼らが秋 知る上で非常に貴重なものです。 えた史料は戦国以前の関東地方を たため、佐竹氏やその家臣層が伝 続できた領主たちは極めて少なかっ 方の場合、佐竹氏のような形で存 多く残されているのです。 関係の文書には、戦国以前の領主 ができました。そのため、 維持したまま近世に存続すること い、その家臣団を何とか形として の表舞台から姿を消したのとは違 た小田原北条氏や宇都宮氏が歴史 常陸から秋田へ移り住んだ佐竹氏 系譜を調査することが目的です。 に移住してから、どういう問題 同じ時代に関東地方で活躍し 関東地 佐竹氏

> 私のような利用者も少なくないか から行く身としては手ぶらでは帰 ば非常に便利ではないかと思いま ことができるような目録等があれ 情報がもっと多くの人間に触れる 公文書館に所蔵されている史料の としての意見なのですが、 なものも含まれており、 地方の歴史を知る上で非常に重要 蔵されている史料の中には、 れませんですので、少なくとも公 作業になるかと思いますが、遠方 す。所蔵史料が膨大なため大変な と思います。そこでその中の一人 このように秋田県公文書館に所 そのため 秋田県



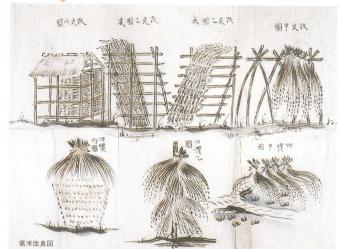
「大窪家文書」(「秋田藩家蔵文書」複製本)

そのような目録を各地方の公文書 に便利ではないかと思います。 れば、県外の利用者にとって非常 館や図書館で目にすることができ お願いしたいところであります。 から、目録の刊行を是非、 ような概略的なものでも結構です 蔵されていると容易に確認できる えば旧秋田藩士の大窪家文書が所 体像がどのようなものであり、 文書館に所蔵されている史料の全 早期に

います。 をコピーすることに関しては保存 重に行うことをお願いしたいと思 たが、もし行うような場合には慎 本されたものであるとのことでし 館に移管される以前にコピー・製 お聞きしたところ、史料が公文書 の面で様々議論のあるところです。 常に便利に感じたのですが、史料 してみて、 また秋田県公文書館を実際に利 複製資料の利用を非

て述べさせていただきました。 用者としての期待をこめて、あえ いことであると思いますが、一 員と時間で進めることは大変難し ます。こうした仕事を限られた人 でに進行中のこともあるかと思い 以上、私が述べたことには、す 利

#### 秋田県勧業年報 について



腐米改良図 〈第1回年報より〉

その概要は

「勧業年報」

勧農政策が積極的に展開されてお

に報告することも義務付けられた。 図画や計表類を編入し努めて詳密

明治十年代には、県主導による

農奨励の意見等とされた。

また、

三巻が全巻揃った形で保存され 館には、 秋田県勧業年報

からの指導による積極的な農業政 新政府の殖産興業政策のもと、 本を作製し閲覧室に備えた。 策を調べる上で基本となる史料で 信制度と密接に関わる。 (一八七七) 勧業年報」 平成八年度事業として複製 に創設された農事 の発刊は、 明治十 当時は

度は、 情報交換に役立てるものであった。 実況報告を集め、 策が実施されていた。 府県通信仮規則」では、 勧農局が各府県から農業の 全国に報道して 農事通信制 臨時

明治中期までの県勧業政

府県庁勧農行政の実績、 載する内容が、 報に該当する。 に通信することが定められ 勧業年報 年報の三種類を勧農局 は、 農事進歩の景況、 規則では年報に記 この規則中の年 将来の勧 た。

> から刊行されたため、 秋田県統計書」 が明治十八年分 年代の

記録され統計資料も豊富である。

勧業項目別に年間の事跡が

ることが出来る。

特に

勧業年報

秋田県史料」

政治部勧農から知

1 10	同	同	名六	名八	同	同	同	名十	名十二二	名十四四	名十六
1 7 7 8 7 7 8 7 7 7 7 7 7 7 7 7	マ黒青葉	ロトロスアイ	メ五合マ	調ノ子	メ大叉マ	ラ茶ウッ	メワコマ	リッ 大ル 豆,ナ	メ大黒マ	ヤクタスキ	マトメティ
平龍部上朝 行村	克 京 秋田郡典農村	長谷川 緞	委 川 源 三	小	長谷川鎌	森川源三	(29)	維勝郡杉澤村 茂	同	平鹿郡醍醐村 鎌	同
ä	话	造	ers ers	酒	造	郎	助	助	٨	吉	Л
i (2)	名五	同	同	名七	同	同	同	同	同	名十三	同
* * E	₹E.	メ黒	っ黒	ョ赤	子大	4 }	~ +	大忠	マ八	メ狼	ラ黒

らは勧業談会が開かれ、 改良事業も進められた。 各種の勧業試験場が充実し、 勧業年報」の史料的価値は高い。 十年代には、 八橋植物園を始め 農業熟練 十一年か 腐米

> 会した。現在の種苗交換会のルー で決定され、 ツである種子交換会の開催も談会 者より選出された勧業掛が一 以後毎年続けられた。

資料として非常に有用である。 代の積極的勧農政策の内容が詳細 子印刷で読みやすい史料でもある。 に記録されており、 勧業年報 勧業年報」には、 は明治十一年から 研究の基礎的 これら十年

今回、 この間、 年の未刊行年報の原稿も保存され、 である。 勧業記録の掲載が「勧業報文」や から勧業統計のみの掲載となった。 三箇年分が纏められたが、この巻 かった。十八巻目で三十年までの 秋田県公報」等と重複したため 三十五年の分までが刊行された。 一十八・二 一緒に複製本化した。 当館には二十八・二十九 日清戦争による財政難で、 十九年分は刊行されな

なった。 中心になるが、コピーが可能にな 原本保存のため複製本での閲覧が たマイクロフィルムを使用した。 庁記録書庫の保管当時に撮影され 複製本の作製にあたっては、県 多くの人が利用しやすい形に

公文書課 柴田知彰

# 中世城館の描かれた絵図

描かれた絵図がある。 料および関係資料に、中世城館の 査」を開催した。この時の展示資 保期の秋田藩―今宮義透の領内調 享保期の秋田藩の領内調査は、 昨年十月十七日から企画展

料が収録されている。 れた。「国典類抄」前篇軍部三に 家老今宮義透を中心として進めら 御判物并御高辻」として関係資 享保十年(一七二五)六月 泉

査した。また享保十三年には男鹿 古城」に登って見渡せる範囲を調 に、今宮義透以下の担当者が



男鹿の真山、五日には本山周辺の 調査を行った。 むらの館」に登り、 向かう途中の三月 方面の調査を行っている。 一十日に「岩城 四月三日には 男鹿に

城は、 脇本) ことが惜しまれる。 脇本城に関する記事が抜けている り(この日記自体は所在不明)、 な構造が徐々に明らかにされてい 「今宮義透日記」 る調査が行われており、 には、泉館(秋田市泉)・岩城館 れたと考えられる「秋田郡絵図 (秋田市下新城)・脇本城 方面の調査に関する記事は、 享保十年の調査をもとに作成さ 「国典類抄」に収録された男 現在男鹿市教育委員会によ などが描かれている。 からの抜粋であ その壮大 (男鹿市 脇本

違うが、 絵図は秋田領と由利郡の境界のう 作成されたと考えられる「川辺・ 由利郡境見分絵図 前述の 享保十年の調査をもとに 「秋田郡絵図」と体裁は がある。この

> れている。 と豊島氏の攻防の舞台として知ら 田市豊岩)と考えられる。 白根館などが描かれている。 記録したものであるが、「古館」・ 、雄和町平沢)とともに、 古館はその位置から白華城 安東氏 白根館 (秋

たと考えられる。 め頃までにその本来の役割を終え ほとんどの城館は、 けではないが、戦国期に城館とし う。これらは一時期に存在したわ 江戸幕府の政策により破却され、 て機能したものでも、豊臣秀吉や は約八百の中世城館があったとい 中世城館』によれば、 昭和五十六年発行の 江戸時代の初 秋田県内に 『秋田県の

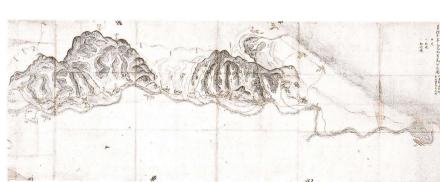
ことは、十分推測できる。 城館として重要な役割をはたした れるほどのものであれば、 しかし、享保年間の絵図に描か かつて

録類と同様に、 料として、 ぞまれる。 多いという。 等により消滅してしまったものも 中世城館のなかには、 遺構の調査・確認・保存がの 近世期に編纂された記 この調査をささえる中 貴重な歴史資料であ 絵図も重要な役割 地域開発

> 製がある。 ダイレクトプリント方式による複 をはたしてくれると考える。 なお、ここで紹介した絵図は、

新屋村から女米木村にかけて

古文書課 伊藤 勝美



• 由利郡境見分絵図 252)

# 第二十二回

#### (秋田大会) 開催 E .. 会

国大会(秋田大会)が、平成八年 用機関連絡協議会(全史料協)全 -月二十三日から二十五日まで三 一十二回全国歴史資料保存利

ようとするものです。 方、具体的な方法を考え であり、 支持を得ようとするもの 知っていただき、理解と 書館制度の意義について く史料保存の必要性や文 であり、一般の方々に広 めて一文書館制度の普及 史料保存への理解を求 今回の大会のテーマは その理念やあり

三六名、非会員三七名、 大会の参加者数は会員

計二六三名でした。

なお、平成九年度の大会は香川県 学がなされ全日程を終了しました。 での開催となります。 文書館と秋田県立図書館の施設見 書館の紹介が行われた後秋田県公 マ研究会(分科会)と秋田県公文 三日目は二テーマによる大会テー 会)及びコメント、また最終日の マによる大会テーマ研究会(全体 マによる自由テーマ研究会、四テー 分かれての研修会、二日目は三テー 大会の初日は総会、四コースに



自由テ ーマ研究会 「史料保存と保存科学」

①史料は風通しのよい場所で保管 あげておきたいと思います。 そこで史料の保存方法・注意点を お困りの方がいるかもしれません。 どうやって扱ったら良いか、少々 が史料をお持ちの方々の中には、 歴史を伝える財産として大事にし ます。伝来された史料は、地域の れている方がいらっしゃると思い 古文書・絵図などの史料を所蔵さ ていただきたいものです。ところ 皆さんの中には、ご自分の家に

④紙が固まって、開かなくなった ③史料は清潔な手で扱うこと。指 ②防虫剤は紙用のものを使用する 簿冊(大福帳・検地帳等)は、 うな行為は感心できません。 を唾で湿らせて史料をめくるよ シミになることがあります。 こと。衣料用防虫剤は、史料に 年に一度は虫干しをすること。 すること。もし無理ならば、

料の保存につい

⑤史料整理の際は、 とは避けましょう。 史料に直接書き込みを入れるこ 理番号等の必要事項を書くこと。 無理に開かないこと。 つ紙袋に入れ、紙袋に表題・整 史料を一点ず

⑥筆記用具は鉛筆を使用すること。 とができません。 先が史料に触れた場合、 ペンなどのインクで、誤って筆 消すこ

⑧史料をまとめる際、金属製の留 ①史料に直接シール・付箋等を貼 使わないこと。金属の錆やゴム らないこと。シール類の接着剤 の劣化が史料に悪影響を与えて が、史料の劣化を早めます。 しまいます。 め具(ホチキス等)や輪ゴムは

文書館までお尋ねください。 ご不明の点がございましたら、公 この他、史料の保存に関して、 (古文書課 煙山英俊

#### 館業務紹 介

# 具料の燻蒸作業について

作業について紹介します。後世に伝えるため、資料保存につ後世に伝えるため、資料保存につ後世に伝えるため、資料保存につる情をな手段を講じています。

本館では紙資料を長期保存する
本館では紙資料を長期保存する
をして、書庫内に紙資料を配架する前に燻蒸を行っています。燻蒸
とは「いぶしむすこと」で、一般
的には馴染み薄い言葉ですが、公
文書館や博物館などでは、資料に
加害する生物(虫やカビ)を殺し、
損傷が拡大しないよう行う作業の
事をいいます。

本館の燻蒸作業は、毎年六月末に県庁から引継がれる公文書を燻に県庁から引継がれる公文書を燻る事(昨年は九月二十九日~十月る事(昨年は九月二十九日~十月の事(昨年は九月二十九日~十月の事)である。

燻蒸室(消毒室)

は、

階奥の

業は地味ながらも大切な業務のひ世に伝えていくためには、燻蒸作

としての歴史資料を原本のまま後

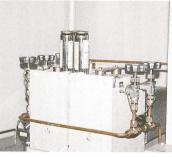
ます。 蒸を行いました。使用される薬品 から八月上旬にかけて三七回の燻 ル箱で約一五○○箱あり、 別表の工程表のような形で行われ ることにしています。 ために三五箱程度を一回に燻蒸す 可能ですが、排気効率をよくする 八㎡で、 られています。 画にあり、二重の扉で廊下と隔て 般の利用者が立入りできない区 昨年は引継ぎ公文書が段ボー 段ボール箱で六○箱収納 燻蒸庫は実容量 作業工程は



燻蒸庫への搬入作業

とができます。 無価値になってしまう危険があり 値が半減したり、 きて、その部分が欠損すると、 いけば、 できます。しかし、 そ、その時代の歴史を知ることが して保存状態をきちんと管理して もに強い殺菌力があります。 紙資料は、 現在まで残された文化遺産 何百年もの寿命を持つこ 温度・湿度を一 資料が残されてこ 場合によっては 一度虫害がお 定に

燻

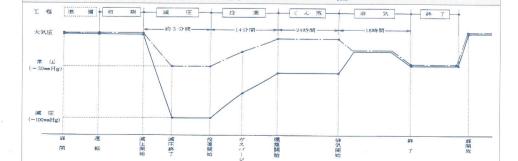


エキボンガス(エキボンミニ)缶 [燻蒸庫側面]

程

とつといえるでしょう。

(公文書課)



蒸

I



資料保存施設を訪ねて

#### 阿仁町郷土文化 保存伝承館

〒018-46北秋田郡阿仁町銀山下新町41-5 **☎**0186—82—3658

展に寄与しました。 習十一年、 九代目当主、 分限帳、 ここでは、片岡文書と今林文書につ て簡単に触れたいと思います。 量な資料が多数展示されています。 一鉱山全盛時代の史実を今に伝える 片岡文書は総数一七五点、内容は、 その異人館に隣接した当館には阿 開田開墾に力を注ぎ、 訴状、句集など多彩です。 本役三十五年を務めた人 片岡清兵衛は肝煎り見 地域の発

多くなっています。 あったことから、鉱山関係のものが の労働の様子が詳細に描かれていま 今林家が永世召し抱えの銅山手代で 今林文書は総数一五四点、 (伝寺崎広業)には、 「製煉作業并道 当時

その優雅な佇まいは往時を偲ばせて 山技師メッケル氏らにより建設され、 、ます(平成二年、 仁町の異人館は、 国の重要文化財 明治十三年鉱

# 古文書解読講座のご案内

を実施します。 当館では左記の要領で解読講

と活用の重要性について理解して 当館所蔵の近世文書を使い、 書解読及び、古文書・公文書保存 いただくためのものです。 心のある方を対象とするもので、 この講座は古文書解読に興味関 八月五日(火)·六日 (水) 古文

(いずれか一方に出席)

申込方法 会場 明記の上、 お願いします。 を受講者カードといたしま み下さい。 名・出席されたい希望日を 公文書館三階多目的ホール すので、必ず往復はがきで 各午前一〇時~午後二時 往復はがきに住所・氏 個人でお申し込 返信用のはがき

申込先 秋田市山王新町 **T**O | O

経費その他 申込期間 秋田県公文書館 古文書課解読講座係 七月一日~十八日 参加料は無料です。

伝来など、詳細なデーターをファイ

当館では、

個々の資料について受

修復、

しており、

資料の整理・保存を進

大変役立っているとのこ

元禄十年 (一六九七) 閏二月

説

れている。 の水系や、 がある。また雄物川や芋川など 書き込まれ、村形には高の記載 四日、 えられる。 際に作成されたものであると考 命じている。表紙の「由利郡之 握する必要から、江戸時代数回 国絵図の改訂を命じられた。江 居が幕府評定所に呼び出され、 内岩城伊予守領内絵図」はこの に渡り、 戸幕府は諸国大名領の地勢を把 諸国主要大名の江戸留守 諸藩に国絵図の提出を 脇街道には一里塚が 山並みも詳細に描

した。 として「出羽七郡絵図」 元禄十五年十二月年幕府に提出 領と合わせ、一枚の絵図とし では由利郡諸藩の絵図を秋田藩 田藩に提出されている。秋田藩 由利郡を含む七郡を担当した秋 いるが、この絵図は亀田藩から、 図改訂にあたる絵図元を務め 庄内・山形の五藩が共同で国 出羽国は秋田・新庄・米沢 が所蔵されている。 本館にはその際の控絵図

四 | 三

(古文書課 煙山英俊

(7)

### 平成九年度の事業 公文書館

### ◎総括的事項

館報「公文書館だより」の 行(四月上旬、十月上旬) (五月 『事業年報』第四号の発行 発

特別整理期間による休館 (平成十年三月 九

『研究紀要』第四号の発行

・書庫燻蒸 月二十七日~十月十一日 (九月二十六日~十

• 県内市町村史料保存関係機関 月一日 連絡協議会(六月二十四日)

せ会議

(四月十四日)

◎公文書課関係

公文書の引継ぎ(六月)

公文書目録・行政資料目録の

稿の原本照合 『北家御日記』

古文書解読講座の開催(八月 五日·六日、

追加

公文書・行政資料公開冊数の

とマイクロフィルム化 (六.

月

県政映画の補修・恒久保存と 公文書の保存・廃棄の選択 中性紙保存箱への収納促進

ビデオ化

公文書のマイクロフィルム化

• 企画展示—鉄道関係 別展示室 (館内特

### ◎古文書課関係

所蔵古文書の整理及び目録

古絵図の複製・古文書の修復 中性紙封筒及び中性紙ダンボ ル箱への収納・配架の促進

古文書の複製(マイクロフィ ルム化及び写真帳作成 『北家御日記』 翻刻打ち合わ

巻の発行(平成十年二月) 『渋江和光日記』 の翻刻及び原 第三巻 PU

古文書の所在・保存状況調査 館内多目的ホー

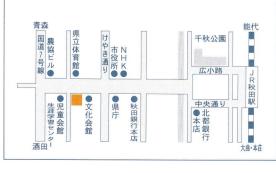
#### 館利用案内 文書

#### ○開館時間 乊

日 9:00~19:00 土·日曜日 9:00~17:00

○休館日

- ・ 国民の祝日及び振替休日
- ・月曜日(毎月第3日曜日の翌日除く)
- 毎月第3日曜日
- ・資料整理日(月の初日)
- ・特別整理期間(8月~10月中の15日間)
- 年末年始(12月28日~1月3日)



#### 編 集 後 53

報下さい。

煙煙

すすめています。

また史料に関す

る情報がございましたら是非ご

図や古文書の複製物作成・翻刻

め史料の修復を進めると同時に絵 保存とその活用という矛盾したこ される方も少しずつ増えてきまし つの命題を抱えています。そのた りを目指したいと思います。(柴) たせました。読者に沿った紙面作 介も入れてみました。また読みや 保存の手法など日常の館業務の紹 すさを考え、紙面に少々余裕を持 春が近づくにつれて当館を利用 今号は、 当館は開館当初から、史料の 資料の燻蒸消毒作業や

編集発行

秋田県公文書館

(表紙題字

寿松木

平成九年四月一日発行

公文書館だより

第六号

T ( )

☎ (○ | 八八) 六六 | 八三() 秋田市山王新町一四—三 太陽印刷株式会社

(8)